

○印西市市長懇談実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日 告示第 100 号

印西市市長懇談実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、印西市広報広聴規則(平成 27 年規則第 32 号)第 12 条に規定する市長懇談の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施区分)

**第2条** 市長懇談は、次の区分により実施するものとする。

- (1) 市長懇談会
- (2) 市長談話室
- (3) その他市長が必要と認める懇談会

(実施対象者等)

**第3条** 市長懇談は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者及びこれらの者で構成された団体で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを対象とする。

- (1) 市長懇談会 おおむね 6 人以上 20 人以下の団体
- (2) 市長談話室 個人又はおおむね 5 人以下の団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長懇談会を実施しない。次条第 3 項の規定により市長懇談会の実施の決定をした後においても、同様とする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 市長懇談会の趣旨に反しているとき。

(市長懇談会)

**第4条** 市長懇談会は、団体の要望に応じて当該団体が主宰し、実施するものとする。

2 市長懇談会の実施を希望する団体は、実施を希望する日の 1 か月前までに市長懇談会申込書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、内容、日時等について調整の上、実施の可否を決定し、市長懇談会実施決定(却下)通知書(別記第 2 号様式)により、当該団体に通知するものとする。

4 市長は、市長懇談会の実施を決定した場合において、公務上、急を要する事案その他重要な事案が発生したときは、実施の決定を受けた団体と調整の上、実施日時を変更するものとする。

(市長談話室)

**第5条** 市長談話室は、必要に応じて市長が主催し、実施するものとする。

2 市長談話室における懇談時間は、個人又は団体ごとに 1 回につき 20 分以内とする。

3 市長談話室の実施は、市の広報紙、ホームページ等により周知するものとする。  
(市の出席者)

**第6条** 市長懇談における市の出席者は、市長及び市長が指名する者とする。  
(市長懇談後の処理)

**第7条** 市長懇談が終了したときは、経過及び結果を記録し、速やかに関係課等へ報告するとともに、今後のとるべき施策について検討の上、市政に反映するよう努めるものとする。

2 前項の記録は、市の広報紙及びホームページに掲載するとともに、行政資料室に備え付けて市民の閲覧に供するものとする。  
(庶務)

**第8条** 市長懇談に関する庶務は、総務部広報広聴課において処理する。  
(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### **附 則**

この告示は、公示の日から施行する。